

平成 23 年度

定期 監査 報告 書

(小中学校、保育園分)

伊 那 市 監 査 委 員

23伊監第62号
平成23年12月27日

伊那市長 白鳥 孝 殿
伊那市議会議長 伊藤 泰 雄 殿
各執行機関の長 殿

伊那市監査委員
井上 富 男
加藤 正 光
柳川 広 美

平成23年度定期監査（小中学校、保育園分）の結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定により、平成23年度の定期監査を実施し、併せて地方自治法第199条第2項の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

目 次

第 1	監査執行年月日、監査の対象	1
第 2	監査の場所	1
第 3	監査の手続き	2
第 4	監査の着眼点	2
第 5	監査の結果	2
1	収入について	3
2	支出について	3
3	財産管理について	4
4	施設管理について	4
5	運営について	5
6	その他	5

平成23年度定期監査報告書

第1 監査執行年月日、監査の対象

平成23年11月10日	高遠中学校、高遠北小学校、高遠第4保育園、高遠小学校
平成23年11月11日	小鳩園、西箕輪南部保育園
平成23年11月15日	西箕輪小学校、西箕輪中学校、高遠第1保育園、高遠第2・3保育園
平成23年11月17日	伊那西小学校、竜西保育園、伊那小学校、竜北保育園
平成23年11月18日	西春近北保育園、西春近南小学校、西春近南保育園、西春近北小学校
平成23年11月21日	西箕輪保育園、伊那中学校、竜南保育園、伊那西部保育園

小学校、中学校、保育園の全体のおおむね二分の一について実施しました。

第2 監査の場所

天竜川西側と高遠町地区に位置する小学校、中学校、保育園の計22箇所

第3 監査の手続き

平成23年度の定期監査執行計画に基づき、各小中学校、保育園から提出された監査資料及び抽出した関係書類により、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他の事務の執行について関係書類の照合、実査並びに学校長又は園長等からの説明を受け、質疑応答により監査を実施しました。

第4 監査の着眼点

各事務事業にあたっては、以下の観点の主眼とし実施しました。

- 1 事務執行は、合規的に行われているか。
- 2 予算執行は、計画的かつ適正に処理がなされているか。
- 3 各種の帳簿、証拠書類の係数は符合しているか。
- 4 契約事務及び金銭会計事務は適正に行われているか。
- 5 財産管理、施設管理は適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理、その他の事務の執行については、「事務を処理するにあっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」また、「組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図らなければならない。」という地方自治法の主旨に則り、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められましたが、一部に改善・検討を要すると思われる点が見受けられたので、以下に記載します。

早めの対応に努めてください。

1 収入について

＜ 共通 ＞

- ・昨今の経済状況により、家計が苦しい保護者が増加しています。卒園、卒業後に過年度未収金を回収することは極めて困難なため、特に現年分については、保育園卒園及び小中学校卒業前までに完納となるよう努めてください。
- ・2ヶ月、3ヶ月未納となると更に支払いが困難となりますので、1ヶ月目の未納から積極的な取り組みを行ってください。

＜ 小中学校 ＞

- ・給食費の未収金回収については、積極的に取り組み改善が図られています。在校生の保護者の状況については、学校で十分に把握ができていました。年度内の収納に向け、早期に学校教育課やPTA役員等と連携して未収金解消に努めてください。

＜ 保育園 ＞

- ・保育料の未収金回収については、積極的に取り組み改善が図られています。在園児の保護者の状況については、保育園で十分に把握ができていて、子育て支援課でも情報の共有化が図られていました。保育園並びに子育て支援課職員の保護者への対応が、将来の学校給食の滞納を未然に防ぐ一因ともなりますので、保護者との信頼関係を築きながら、未収金回収には更に厳正に対応してください。
- ・卒園児の未収金の状況も保育園でも把握するようにしてください。

2 支出について

＜ 共通 ＞

- ・給食食材は、食育の推進と地産地消による地域振興の観点から、出来るだけ地元で生産された野菜等を利用するように努めてください。
- ・執行率の低い支出科目が見受けられました。当初に予算計上したものは早めの執行に努め、その上で執行の必要のないものは不用額としてください。

＜ 小中学校 ＞

- ・タクシー券使用簿は、券を使用する毎に処理してください。
- ・切手管理簿の様式は、使用の都度残額、残枚数が把握できるものに改正してください。
- ・使用頻度の少ない切手は、料金別納方式での郵送で納付に使用するなど、在庫の削減に努めてください。

3 財産管理について

く 小中学校 く

- ・各小中学校で書画骨董台帳が整備されていますが、責任者の異動時に保管場所の引継を確実に行ってください。

4 施設管理について

く 共通 く

- ・省エネルギー対策では、過度な節約により児童、生徒の健康に害を与えないよう心がけてください。弱視の児童、生徒がいる場合には、廊下、教室などの照明は特に配慮してください。
- ・消防用設備等の点検結果による修繕等については、早急に対応するとともに、対応状況が小中学校、保育園においても分かるよう点検綴を整備してください。
- ・熊対策等のために、学校林等の間伐について予算化することを検討してください。
- ・施設の老朽化等のために修繕が必要な箇所は、早急に対応してください。

く 小中学校 く

- ・使用禁止の遊具を地域の人が休日等に使用してしまうことがあります。修繕ができないならば撤去も検討してください。
- ・発達障害を抱える児童、生徒が増加し、特別支援学級のクラスも増えていきます。児童、生徒によっては衛生管理上の給排水設備を整備した部屋や、個別に対応できる部屋が必要となりますので検討してください。

く 保育園 く

- ・廊下に多くの物品が置かれている施設が見受けられました。緊急避難経路として使用できるよう整理してください。
- ・施設の外に燃えやすいものが置かれている施設が見受けられました。防犯・防災対策のために整理が必要です。
- ・園児の少ない施設では、職員数が少ないため草刈り等の定期的な施設整備が困難な状況にあります。施設外からの応援又は委託による対応を検討してください。
- ・吹き抜け等の高い場所にある明かり取りの窓や、照明、扇風機等の清掃が行き届いていない施設がありました。施設の点検も含めて対応が必要です。
- ・雨水が地下浸透になっている施設は将来的な対策が必要です。

5 運営について

＜ 共通 ＞

- ・東日本大震災以後、地震発生の確率が高くなっています。その地区の地形、地質や活断層の状況等を考慮して、避難場所を複数想定するなど、より安全に避難できるよう計画してください。
- ・熊などの有害鳥獣に対する安全対策は、動物等の特性を学習するなど被害が発生しないよう心がけてください。また、地域との連携により、周辺にある森林の間伐や下草刈りを検討してください。

＜ 小中学校 ＞

- ・私物のパソコンが許可を得ずに持ち込まれていた施設がありました。伊那市情報セキュリティ基本方針に基づき情報セキュリティを徹底してください。
- ・塩酸など過剰に購入されていた施設がありました。在庫管理を徹底してください。
- ・修学旅行等の費用積み立てを旅行会社と契約して行う場合は、保護者に対し学校の責任、預けた旅行資金の補償等について充分説明し、より安全な方法を選択してください。
- ・修学旅行や社会見学などの費用は小規模校ほど高くなり、保護者負担が大きくなっていますので対応が必要です。
- ・学校によって退勤時刻が連日深夜に及ぶ状況が見受けられました。教育委員会においても出勤、退勤時刻を把握し、教職員の健康管理に配慮してください。
また、出勤、退勤時刻を記録する施錠管理簿へは鉛筆で記入しないようにしてください。

＜ 保育園 ＞

- ・小鳩園の給食はアレルギー対応等の配慮が必要ですので、より細やかな対応ができる職員配置を検討してください。
- ・言語聴覚士や作業療法士、臨床心理士などの専門職は、資格取得者が少ないため、民間施設等への流出を防ぐ対策を講じてください。

6 その他

＜ 共通 ＞

- ・連絡網や安心安全メールで緊急時の保護者への連絡体制を取っている場合には、回線の混雑等により電話やメールが使えない場合の想定も考えておくべきです。

＜ 小中学校 ＞

- ・ 職員の人員体制が少ない学校では非常時に職員室と各施設との連絡が困難な場合が予想されます。校内電話等による連絡手段が必要な場合は整備を検討してください。
- ・ 来年度から介助員に雇用対策の県補助金が使えなくなりますので、県教育委員会に対して教員の増員や介助員の配置を求めていくよう検討してください。
- ・ 教員数の少ない小規模校の教員が研修会等に参加できるよう、教育委員会としても教員を派遣できる方法等を検討してください。